

認定・給付に係る郵送申請に関する申請日の考え方

認定・給付に係る郵送申請に関して、申請日については、有効期間の開始日（開始月）として重要となりますので、郵便事情を考慮しまして、下記の取扱いとします。

記

- 申請書等には、書類をポストに投函する日を申請日として記入してください。
- 申請書等の受理日は、郵便の到達日となります。
- 申請書等に記入された申請日が、郵便到達日を含めて3開庁日（土日祝日を含まない）以内の場合は、記入された日を申請日として受理します。
- 申請書等に記入された申請日が、郵便到達日を含めて3開庁日（土日祝日を含まない）よりも前の場合は、認定給付事務センターから電話連絡等で確認し、申請日を郵便到達日から3開庁日（土日祝日を含まない）以内に補正します。

（郵便到達日から3開庁日以内に土日祝日を含まない場合）

申請書等記入日を補正				申請書等記入日が有効		
4/3(金)	4/4(土)	4/5(日)	4/6(月)	4/7(火)	4/8(水)	4/9(木)
5開庁日前	—	—	4開庁日前	3開庁日前	2開庁日前	1開庁日目

郵便到達日

（郵便到達日から3開庁日以内に土日祝日を含む場合）

申請書等記入日を補正		申請書等記入日が有効				
4/7(火)	4/8(水)	4/9(木)	4/10(金)	4/11(土)	4/12(日)	4/13(月)
5開庁日前	4開庁日前	3開庁日前	2開庁日前	—	—	1開庁日目

郵便到達日

- 申請書等に記入された申請日が、郵便到達日よりも将来の申請日の場合は、認定給付事務センターから電話連絡等で確認し、記入した日が誤りであれば補正します（原則として郵便到達日を申請日として取り扱います）。

- ただし、新規・区分変更など、1日付で申請を行いたい場合は、申請年月日に「令和〇年〇月1日」、申請書の右上に朱書きで「事前」と記入いただき、前月末開庁日から5開庁日前までの開庁日（前月末開庁日含む）に、事務センターに到着した申請書等は事前に預かり、1日付の申請とします。それより前に申請書が届いた場合は返送します。

3/24(火)	3/25(水)	3/26(木)	3/27(金)	3/30(月)	3/31(火)	4/1(水)
返送	事前受付可能					第1開庁日

- 申請書等に申請日が記入されていない場合は、認定給付事務センターから電話連絡等で確認します。
- 申請書に記載の申請年月日が、土日祝日であっても、申請日として取り扱います。
- 区役所・支所に郵送申請があった場合も、上述と同様の申請日の取扱いとします。
- 区役所・支所・認定給付事務センターの窓口で申請を行った場合は、これまでどおり、受付を行った日を申請日とします。